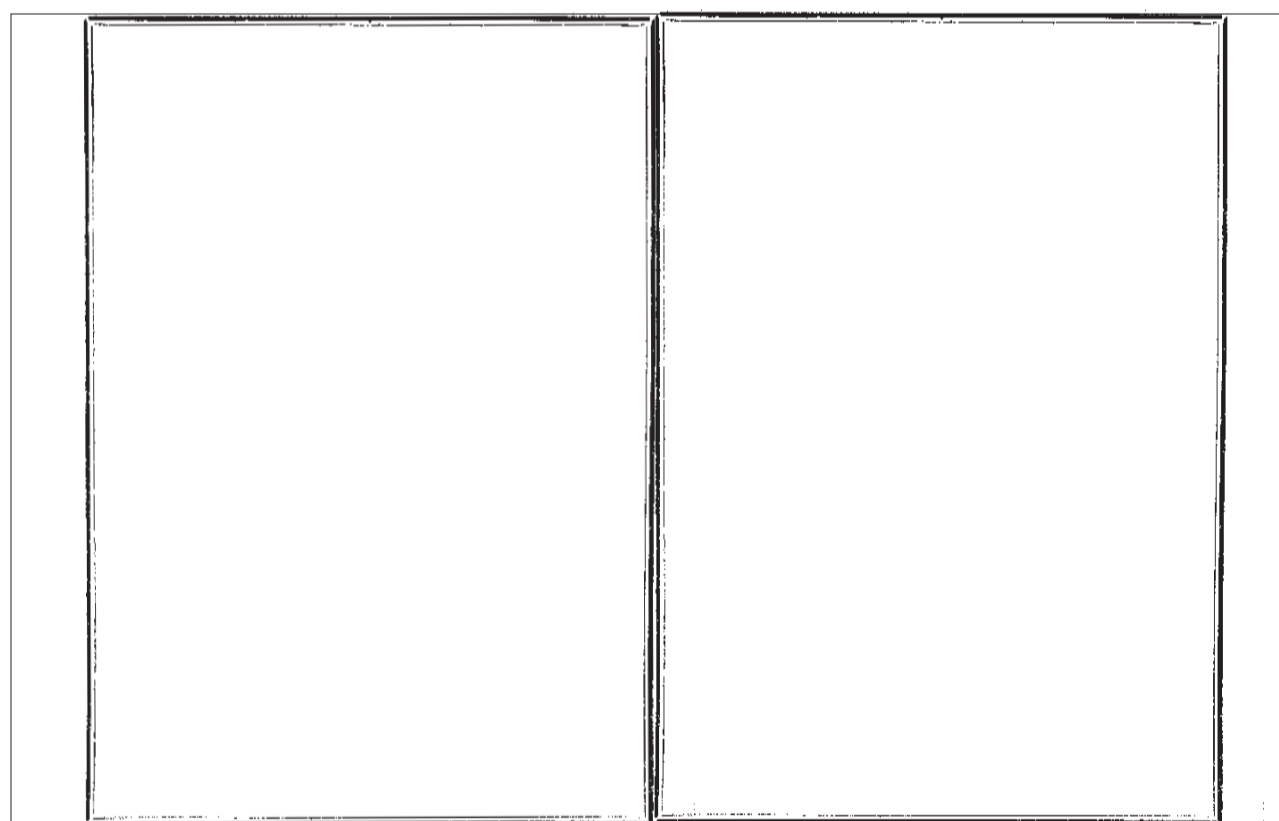
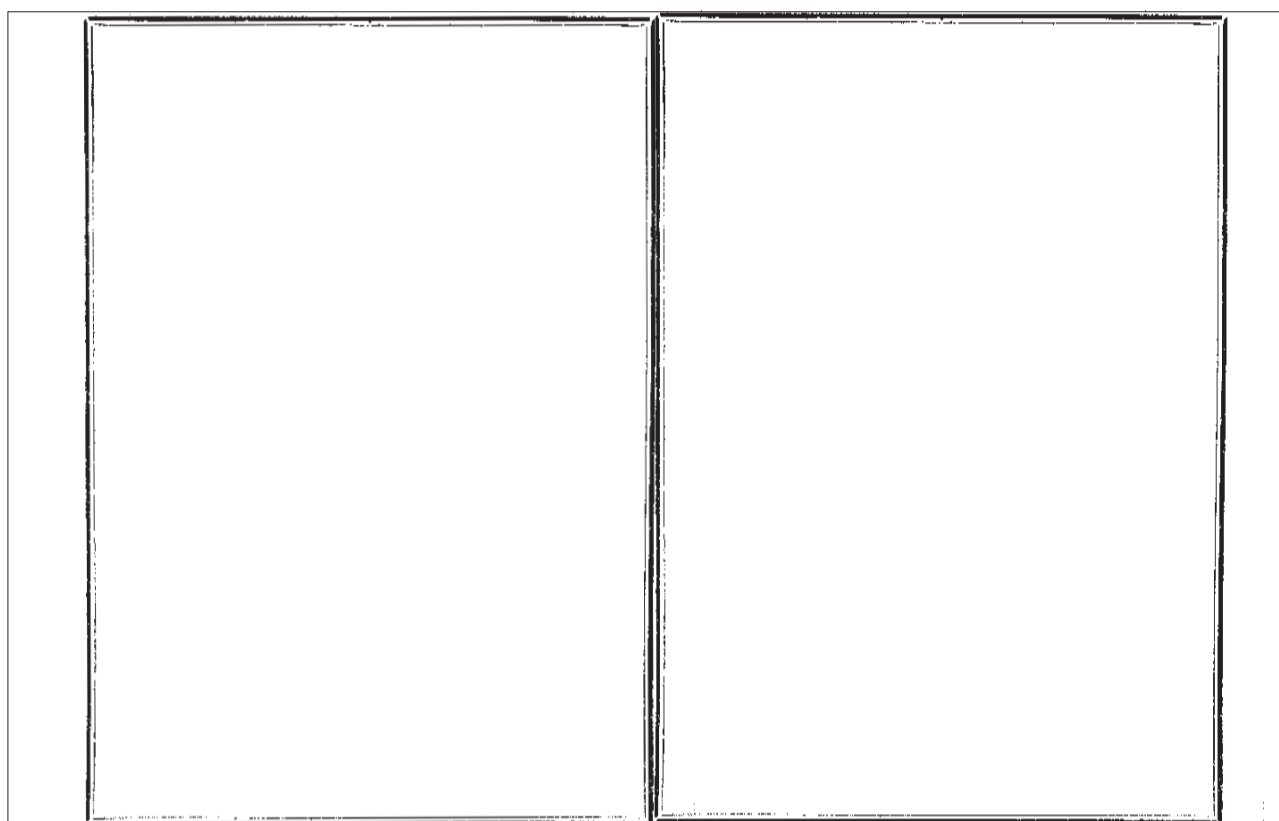


議事錄第二十六號

大正十四年第十一次居留民會臨時會議事錄

天津居留民團



大正十四年第十一次居留民會臨時會議事錄

大正十四年五月二十八日於公會堂

議事日程

第一、埠頭築造ノ爲メ起債ノ件  
第二、大正十四年度居留民團費入出追加豫算案

出席議員

五十二名

- 川村龍雄 白井忠三 橋本國三郎 吉野久七
上野壽 宮崎勇雄 中村常三郎 森川照太
那 茂行 大澤大之助 相原俊夫 遠山猛雄
根本儀太郎 有留重利 平井久一 小谷萬治郎
永安平吉 田中鑄太郎 矢澤千太郎 秋野隆一
長野勳 川本吾一 天田朝義 利根川久
山西健吉 遠藤盛彌 安部長太郎 池田三男
濱田邦太郎 吉岡房次郎 太田利三郎 金山喜八郎
松原秀三 牧尚一 中島盛彦 久留島貞次
松村利男 檜垣恭興 佐々木敏丸 好富道明

(2)

午後四時二十五分開議

○議長(中島盛彦君) 着席(拍手起る)

之より開會致します。本日は御承知の様に前回の臨時民會で決議されて居る吾が埠頭築造資金起債の件に關しまして、御配布してあるが如く行政委員會の方から提案に成りましたので御參集を煩した次第であります。只今迄の出席議員は五十二名になつて居ますから、此の會議は成立しましたので、之より例に依りまして吉田總領事から招集の辭を承る事に致したいと思います。

(拍手起る)

○吉田總領事 只今議長からお話ありました通り埠頭築造の爲め起債の件に關し皆様のお集りを願ひましたが、之を何處から借りるか云ふ事に就きまして吾々は色々相談しまして、成可くは日本銀行から借りたいと云ふ希望を持つて居ましたが、其間に岡本副領事から花旗銀行の方に相談を致しました結果、花旗の方と相談が纏まりました。仍て皆様の御協賛を得る爲めに本日御出席を願つた次第であります。充分慎重に御審議を願ひます。

○議長(中島盛彦君)

そふしと議案の説明を省きまして、之よりお手許に配布してある日程の順序に依りまして附議致したいと思います。最初に此の埠頭築造の爲め起債の件に就て御審議を願ひたい。

(3)

○行政委員長(川村龍雄君)

此の臨時民會に於きまして、埠頭築造の爲めに百十二萬弗の借債を募ると云ふ事に就きまして御協賛を得て置きましたが、其中金五十萬圓は、政府から借入れて残り七十二萬弗是の起債の方法其他に就ては其當時未だ何れから借りるか云ふ事が決定して居りませぬ爲めに起債の方法利息の定率、償還の方法等は追つて御協議を願ふ事にして置きましたが、其後只今總領事からお話ありました通り、吾々行政委員會は出来るならば日本の銀行から金を借りたいと思ひまして、日本銀行團と種々交渉しました處が、銀行の方は都合が悪いが金ならば御相談に應じてもいいと云ふ事と利息の点、償還の方法、期限等に就て打合せを致しましたが、其間に總領事の御盡力に依りまして花旗銀行に於て借債を引受けても宜敷いと云ふ話が始まりました。色々交渉の結果遂に全銀行が七十二萬弗全部を引受ける事に成りました。それで其利率は年八分、之を毎年三月、六月、九月、十二月の四期に利息を支拂ひ、それから元金は五年後に即ち大正十九年度に於て償還するのであります。其團債の擔保としては埠頭收入及電氣收入、之は政府から借入れた金五十萬圓と共同担保に成ります。外に民團が前に外務省より拂下を受けた土地等を担保にすると云ふ條件で銀行と民團との間に豫約が成立したのであります。此の七十二萬弗と政府から借入れた金と併せて百十二萬弗と成る計算になつて居ります。どうぞ御審議の上御協賛を得たいと思ひます。

○松村利男君 此の七十二萬弗は全額直に借入れになるお積りですか。

○行政委員長(川村龍雄君)

(4)

○答へ致します。民團としては之を出来るならば數回に分けて要する丈づつ借りて行きたいのであります。其點は交渉致しましたが、銀行の方ではそれは困る七十二萬弗一度に借りて其金は民團が要する迄銀行に預金として預けて置いて貰ひたいと云ふ事で一時に借入れる様に成つてゐます。

○松村利男君 私には質問が幾つもありますから一々立たずに連續的に質問致したいと思います。只今のお話では七十二萬弗を借入れ政府から借入れたものと併せて使ふと云ふ様な風に解釋致しますが、政府から借りた金五十萬圓は、先達ての話では一ヶ月の後に工事を始める約束で借入れて来たものと思ひますが、それを別にして七十二萬弗を借入れて工事に係る事は賢明なる策や否や、言葉は換へると六月から利息を拂ふと云ふ事に成つて居りますが如何かと思ひます。それから又花旗銀行より外の銀行に御照會に成つた事がありますが、聞く處では香港上海銀行は利率は如何なものでせうか。それから又どう云ふ事で五十萬圓を借りた上に七十二萬弗を急に借入れ

る必要があるのですか。先づ私の知り居る範圍では違つて居るか知れませぬが、五十萬圓はバンドの築造で後の七十二萬弗は之に要する設備の様に存じます。又佛蘭西租界のカーブが強いので橋が架つても船の航行が六ヶ敷いと云ふ事で其節の説明ではあそこを切れば好からふとか又は船を着けなければ好からふと云ふ事でありましたが、あれは開港と井陘の、をやる事になつて居りますが、そふ云ふ船を追拂つてもやるお積りですか、そふ云ふ事に於て民團はギヤランテイでも取つてありますか、又あそこを切る事に就ては海河工程局に交渉された事がありますか、其點に就ての御説明を願ひます。

○行政委員長(川村龍雄君)

只今の御質問の要點は第一と第三は略々同じ事であると思ひます。結局民團は政府から借りた五拾萬圓があれば埠頭築造は出来るのであつて、今七十二萬圓は必要で無いと云ふ要點の様に聞取れました。成程一應御尤であります。御承知の通り五拾萬圓は金でありまして、今之を銀に換へる事は不利益でありますから民團は金を好い利息で預けて、そして割合が高い銀を使つた方が民團は有利の様考へますのみならず、バンドの築造に着手して後四年の間に完成しなければならぬので今七十二萬圓を借受けて、其の金で一切をやつて置いて金も少し銀に對して割合が好く成つた時に、金を銀に換へるのが好くは無いかと云ふので、銀七十二萬圓を借入れる事に成つたのであります。次は花旗銀行以外に交渉したかどふかと云ふ事ですが、之は總領事から交渉して戴きましたが、外は他の條件が附いて居つて、例へば金を借りるならば工事の請負をやらせると云ふ様な條件で、其の都合が悪いのであります。それから次は商船會社の上の處即ち萬國橋の下の處の出張りがある爲めに、船の潮航が六ヶ敷いと云ふ事でありまして、之を切ると云ふ事に就て海河工程局に交渉したかどふかと云ふ事でありまして、之は前回の民會で總領事がお仰やいました様に未だ交渉して居りませぬ。それから河の向側に船を着けなければ好いと云ふ事であつたが向ふは開深の間に成つて居つてそれを追拂ふと云ふ事は出来ないと云ふ事でありまして、之も未だ交渉して居りませぬ。併作ら先に申上りました通り天津港と云ふものを萬國橋の上流まで擴げたいと云ふ事は、結局今の天津港は狭過ぎると云ふ前提の下にやつた事でありまして、實際に於て潮航が不可能なれば當然に海河工程局がなす仕事で、今想像丈で兎角云ふのは早計に失はしはしないかと云ふ考でまだ交渉はやつて居りませぬ。

( 6 )

○行政委員長(川村龍雄君)

只今松村さんのお話に依りますと、もつと好い利率で借す處があると云ふ事でありまして、どの位の利率か又は償還期限等を承らぬと好く解りませぬが、今回の借入は先ず總領事を煩はして方々の銀行に聞いて戴いた範圍では、一番花旗銀行が好いと云ふ事でありまして、それから佛蘭西租界の曲りを切る事に就て豫め交渉したかどふかと云ふ事でありまして、之を切るかどふかと云ふ事を聞くに云ふ事は可笑しいのであります。實際に船の潮航が六ヶ敷ければ切ると云ふ風にしたいので今切るかどふかと云ふ事を聞く事は誠に可笑しいのであります。

○行政委員長(川村龍雄君)

私共の考では今の金銀の比價は餘り好くないから金五十萬圓は銀行に預けて置いて、そして銀を使つて比價が好く成つた時に金を銀に換へた方が有利で無いかと考へましたが、然し之は相場場の

( 7 )

○行政委員長(川村龍雄君)

事でも成るかは解りませぬ。清水幸三郎君 只今御説明の今は爲替相場が悪いが後には好く成るだらふと云ふのでは民團の仕事に責任が無い様に存じます。爲替を見る爲めに利子を拂つて銀を使ふと云ふ事は、吾々議員として遺憾千萬であります。又埠頭築造に就ても、行政委員は解つて居るが吾々議員には一向解らんと云ふ様な事もありまして、其の設計はどふ云ふ具合で、買収土地は何百十坪と云ふ様に具体的に説明して戴きませぬと甚だ解りにくいのであります。此点に就ての御説明を願ひます。

○行政委員長(川村龍雄君)

バンドの築造はどふ云ふ風にするか、土地は幾許の土地を幾許買ふかと云ふ事を話す事は或點は都合が悪いのであります。どふ云ふ風にバンドを作るかと云ふ事は此方に設計書があるので此前に於ても御質問のある方は技師長が説明すると云ふ事を申上りましたが、今持つて来て居ますからお目に掛けます。

○大澤大之助君

一寸行政委員にお尋ね致しますが、此前の臨時民會の時分の御説明で、此の埠頭築造と云ふ事に就ては吾々は多少心得て居りますが、臨時民會後聞いてみますと民會議員の中ではバンドの設計なり其他に就て不明の方が多し事を發見して居ます。之は其の場合に於て充分なる説明が無かつた爲と考へられます。それが爲めに一萬千里に通過して何か何だか解らずに終つた事は誠に遺憾に存じておます。それで今清水さんの御質問通り詳細に話を話すがありますならば、如何なる程度の築造をなし或は陸上の設備を何の邊迄するかと云ふ事を御説明願ひます。それから碼頭築造は技術と云ふ事に根據を取つた様に思ひますが、滿鐵技師の設計はあれで遺憾なきや否やと云ふことをお伺ひ致します。それから今花旗から金を借りますれば担保を提供する事でありませうか、花旗はどふ云ふ監督権を要求して居るかと云ふ事に就てお伺ひ致します。

(此間阿部技師設計圖に就て詳細を説明す)

○議長(中島盛彦君) 尙議員各位で此圖面を詳細に御覽に成りたい方は此處にお出でに成つて御覽を願ひたい。行政委員長(川村龍雄君) 大澤議員の御質問にお答致します。埠頭の式は只今技師からお目に掛けた圖の様式になつて居ます。あの設計は滿鐵の技師が致されたが其の式は果して好いものであるかどふか、外の専門家の意見も徴したら好いでは無いかと云ふ話であります。無論外の専門家の意見も聞きました。それは神戸の築港部長森垣博士がお見へに成りました時に現場に阿部技師長と私か案内し尙設計をお目に掛けて厳密に取調べられた結果、之で好かるふと云ふ話でありました。或は實際に杭を打つて見て試験をしたらもう少し短かくても好いかも知れぬが長ければ長い程好いとの事でありました。尙内務省の第二土木課長の中川と云ふ方がお見へに成つた時に、技師長が會つて意見を聞きましたが矢張り埠頭築造の方法はどふ云ふ風に成つて居るか云ふ事でありまして、之は全体の幅員を一百尺として其中荷物置場が六十四尺、道路が三十六尺と云ふ設計であります。それで只今の圖に就て申上りますと杭が約六尺置きにありますが、一本が二十屯の荷物を耐へ得る事に成つて居ますから、假りに船が着いて、十尺の處まで歩道を取つて置いて荷物を

( 8 )

置くと九間の餘裕があります、全長約五百間ありますから四千五百坪であります。それで容積から申すと一坪四屯として一萬八千屯の荷物が置かれる事に成ります、それから六十四尺を隔てて六間か道路でありまして一間を人道に取り五間か車道に成ります。それから花旗銀行の担保に對する監督權はと云ふ事でありまして之は別に出て居りませぬ。民間の帳簿を調べると云ふ事は勿論あり得ませぬから至當としてやつて呉れると思ひます。

○清水三郎君 先刻川村會長の御説明に依りますと總領事の斡旋に依る事と云ふので御座います。先刻松村さんのお話通りも少し有利な相談もある様ですから、そう急ぐ必要は無い様に思ひますが、金五十萬圓即ち銀四十萬圓の金で一ヶ月後に工事に着手して七十二萬圓の用途に差掛るの何時でありますか。

○行政委員(白井忠三君) 私からお答へ致します。金を借りるのが早いと云ふ話の点は先刻會長からお答へした様な次第で、早いには早いかも知れませぬが、早く借りたのはバンドを作ると共に土地も家賃も買収して之を役に立たせる所存であります。外務省より金五十萬圓を借りた時に全部の完成を四年とした事は、金を借る事がうまく行かぬ爲め、工事が豫定通り進まぬと困るからそれ支の餘裕を取つたのであります。御承知の通り新しい萬國橋は二年後に出来上ります、其の萬國橋が出来れば何時でも日本租界造船の湖航が出来る様にしたので、即ち橋が出来ると同時にバンドが出来れば誠に宜敷いので金さへ出来れば民間に取つては非常に利益であります。四十萬圓は例へば工事が試ヶ年後に

出来れば工事の終つた時に使ひ、今年半分工事が出来れば半分使ひます七十二萬圓の方は大体に於て土地家賃の買収でありますから、之も今年の内全部が引越して下されば差支へ無いのであります。要するに借款をするのですから此方の都合の好い様に参りませぬので、吾々は出来れば來年と今年と二度にと云ふ事を言つたのでありますが、それはいかぬと云ふ事でありました。又外の銀行に交渉したかと云ふ事でありましたが、銀行は何十と御座います。一々當つた上でやる事が出来れば誠に好いのですが、吾々は幾つもの關係を起して居ますが、八分と云ふ關係は今迄に比して決して高く無いので、此の不況の際に八分で貸して呉れる事は誠に結構と思ひます。成程七分の利子で貸す處もあるかも知れませぬが、それを採つて居つて何時迄も待つて居る譯には参りませぬ。一ヶ月内に起工しなければならぬし、土地の買収もしなければならぬから、金の五十萬圓を借入れると同時に具体的に後の借金を決める責任を吾々は持つて居ます、一寸松村さんの話を聞くと、諸君も御承知の如く何だか先年團營の電燈を佛蘭西租界の方から買はふと云ふ時に、英國租界の方が幾らか安いと云ふ事でありましたが結局は佛蘭西租界の方から買ふ様に成りました、今申す様に八分と云ふ關係は之迄の民間債の内では決して悪くは無いので、此邊で早く借る事が好かると思ひまして此處に提案した次第であります。

○大澤大之助君 借りて預金をしますと貸した當時の利子では預らんと思ひますが、政府から借りた金を安い利子で預けて差引どの位の出るものでせうか。

○宮本書記 十四年度の利子は豫算にありますが通り、花旗銀行に御座いますのが七月一日から三月三十一日迄の間は七千五百六十八拾五仙であります。そして七十二萬圓借りますが其の内貳拾貳

萬圓を使ふもので年二分で預りますと銀行預金との差が參萬五千七百三十二圓六拾仙生じます

○太田利三郎君 私は少し白河の水深の方から技術の方に就てお尋ね致します。もふ一つはバンド經營に對する佛蘭西租界及日本租界の方針に就てお尋ね致しますが、昨年水害の時に金湯橋から流れて来た水の當り場所が共立學校から建物會社及三井の間が其の水勢に依ると危険と云ふ事を聞きましたが(此處低聲聞取れず)東京建物會社の上の水深が普通の川の水深の場合に濁々しない膠砂土の間の水深はどの位あります。第二は萬國橋下の出張つた所でありまして、佛蘭西租界では經營上収入が少い爲め苦力にまで附加税をかけて居ると云ふ様な時にあそこを便宜にする事と云ふ事は如何かと思ひますが、切る事に就ては已に御交渉が成つて居りますか、此二つに就て御説明願ひます。

○行政委員(川村龍雄君) 第一の件は技術上の件で私にはよく解りませぬから技師長からお答へ致させます。第二の御質問であります。之はまた交渉して居ませぬ。實際にやつて見ぬと航行可能なりや否やは解りませぬ。切つた方が好かるふと云ふのは素人考であります。此中上りました通り船長等の意見は向側に船が居る事はどうも具合が悪いが向側に船が居なければ大して苦にも成らぬと云ふ様な事も言ひ、或はあの儘で現船でも使へば六ヶ敷く無いと云ふ事でもあります。

○阿部技師 水深に就て御質問ありましたが、川の部分の深さがどれと云ふ事は一々記憶して居りませぬが、水害後海河工務局の測量に依ると一番深い處で三十尺、それが川の中央の處であります。詳細な事は由に記憶して居ませぬが、必要があれば深さの圖面が御座いますから御覽に入れませぬ。

○黒澤兼次郎君 私は通譯致しました爲めに、或は前に御質問があつたかも知れませぬけども、参考迄にお尋ね致しますが、本國債を借入れる前に日本側の銀行と御交渉に成つた事がありますか、第二は本國債の担保として低價買収土地を担保に供すると云ふ事でありまして、民間が土地會社から買つた際の、外國人に渡さぬと云ふ意思に反してはあつたか、第三は大正十九年度に償還すると云ふ事でありまして、現在第二、第四國債の償還がありますが、償還し能はざる場合には如何にするのでありますか、何か方法でも講じてありますか。

○行政委員(川村龍雄君) 只今黒澤さんからの御質問にお答へ致します。第一は先刻申上りましたが簡単に申上りますと交渉はしました。金で無ければならぬし、又利息の點も八厘よりもつと高いと云ふので花旗の方から借りる案を提出した次第であります。それから第二の件は電氣収入と埠頭収入では或は足りないかも知れぬと云ふので念の爲めに担保にするので、民間は必ずしも手廻そよと云ふのではありませぬ、それから第三の件は若し其の時迄に償還が出来なければ有利な方法で他から借入れて償還致します。

○清水三郎君 此の關係を借入れれば、今後償還の爲めに課税を増加すると云ふ様な事はありませぬか。

○行政委員(川村龍雄君) 今の行政委員は關係を返へす爲めに外の税を上げると云ふ考は持つて居ませぬ。

○大澤大之助君 先刻川村會長から御説明がありました。埠頭築造に關する調査會の方で水上陸

上の設備委員と云ふのが出来て居ますから水上に就てはどふ云ふ設備をし様とか、陸上に於てはどふ云ふ設備をし様と云ふ事に就て御協議に成つた点がありますや否や詳細の御説明を願ひたい

○行政委員(川本吾一君)

今の大澤議員の御質問に水上設備委員として私より水上設備に就てお答致します。之に就ては別段具体的に研究して居ませぬから明に答辯する事はありません。水上委員としては埠頭が出来た場合果して上り下りが出来るかどふかと云ふ事を研究して見ましたし、其の必要が起りはしないかと云ふ話もありましたがそれ／＼意見が違つて具体的に進んで居ませぬ、或はあそこはシグナルメーターの必要もありはしないかと云ふ話もありましたが之も明かに必要であると云ふ断定の成案もありません。それからスイキングパスも出来得るならば川の下の方と上流の方より造りたいと云ふ希望がありますが、之も御租界との關係もありますし之を上流に置く事が好からふと云ふ事で、支那街の方に「ウイキングパス」を造つて載せたいと云ふ事を領事館から交渉を願つて居る譯でありますので、研究中でありますから具体的案は申上りません。

○大澤大之助君 陸上設備の方は如何でありますか。

○行政委員(白井忠三君)

陸上設備の方の委員会はまだ一度も開いて居ませぬから委員の方からどふ云ふ案が出るか解りませんが、第一に考へて居るのは開口一帯の福島街から支那町の間の現在の家の状態は……の認可があつては困るそこで之を倉庫地としてやる事を必要とする爲めに政府から借る内に設備の……多少の計畫も耳にして居りますが具体的に發表してゐない、何となれば民間が特別設備をする……事は他の租界と同様な状態で日本租界だけやる考は持つて居ませぬが今申しました通り今の處では何もありませぬ。

○大澤大之助君 水陸両方の委員の御説明を承ると一定の方針が未だ無い様に聞へます、又陸上の方の委員はまた一回も開いて居られぬ様な仰りあります、そふ云ふ計畫で好いのですか、設備をする人が具体的案も無いからと云はれますが豫算の数字はどふしてお出しに成りますか。

○行政委員(白井忠三君)

大澤議員の考の中にどふ云ふ御名論があるか知れませぬが、日本租界文に云ふ必要がありますか、それはバンドをどの租界より以上に好くすると云ふ事であるか知れませぬが日本租界は他の租界並にバンドを造るのであります。そして何萬噸と云ふ荷物を先ず置き得る丈の置場は此費用で出来ませぬ、併して茲に提案して居る豫算は船が着いて荷物を置くの費用が計上されて居ます。○大澤大之助君 現在の租界局であれ又の取締が出来るかどふかと云ふ事を考へますと少くとも港務部と云ふたものか何か必ず置かなければならぬと思ひます、英租界では救難のグビもあるしクレーン其他色々ありますが、日本租界ではそふ云ふ事は考へないのですか。

○行政委員(白井忠三君)

クレーンは考へて居りませぬ、英租界には一つありますが佛蘭西租界にはありませぬ日本租界に附けるかどふかは金の問題で、之は出来上つてからでも遅くないと思ひます、それから梯子段と云ふ様なものは無論あります。

○永安平吉君 私に關係に就て一寸お尋ね致しますが、白井さんのお説明を聞きますと、銀行は澤

山あるが八分の利子は高く無い、それで交渉をしなければならぬと云ふ様に聞へましたが、外國銀行の中で何處が一番優越して居るか申すと、矢張り香港上海銀行が一番好い様に思ひます。若し其銀行がつまり先刻松村議員の中された通り、本店の返事が有利に借入れられる場合は其の方を探ると云ふ様に致すお考は無いですか、それからもう一つ現に白井さんからお話の通り民團が佛蘭西電燈會社から「キロワット七錢七厘」で買ふ時に、競争者があつた爲めに安く成つた事もありますから、此の方の交渉を進めて好い方を取ると云ふお考は無いですか。

○行政委員(白井忠三君)

先刻も申上りましたが花旗と相談する前第一に日本の銀行團と御相談致しました處が、銀資の缺乏して居る市場であるから銀では困ると云ふ事でありましたそれで、外國銀行で銀資を餘計持つて居る所は何處かと云ふ事に就て總領事の方で三御心配致されたがどふも有利な交渉でありませぬでした。香港上海銀行も考へないではありませぬでしたが此方には標準があつて何時迄も引張つて居る譯には行きませぬので、花旗は甚だ有利であると云ふ行政委員の意見があると共に提案しましたのでゆつくり調べる時日は無かつたのであります。

○永安平吉君 松村議員の話である香港上海銀行の本店に何ふ事はそふ長く掛る事は無いと思ひますから今少しお待ちになつては如何ですか。

○吉田總領事 私は金を借りた経験がありませんから交渉不利でありましたが、然し御承知の通り物を拾ふのと違つて相談づくで知らない所に急に擲突かつても貸しては呉れないと思ひます金は澤山あつてもそふ急には連絡がついて借りられる譯にも参りませぬ、香港上海銀行の支店長

(14)

(15)

(16)

(15)

は知らぬでもありませぬ、其他三當つて見ましたが皆條件が有利で無いので、之以上有利にと云ふ様な此方の都合の好い様に許りは行かぬと思ひます、それからバンドの事ですが、結局之を切らふと云ふ事になれば、天津港としては「リミット」を擧げたいと云ふ事に成るので、日本租界及他の租界は切る事に成る事とせう。此點は公使館から船の便宜の爲めに橋を架換へて貰ひたいと云ふ事を言つた事もありましたので、交渉出来る事と存じます。之はほんの御参考迄に申上げて置きます。

○那茂行君 一寸お尋ね致しますが花旗から借入れます七十二萬弗に對しては取扱手数料其他で幾分か引かれる事はありませぬか、それと其の金を花旗に預けずして他の銀行に預ける譯には参りませぬか、それから埠頭が出来た上は一百尺の幅で切開くと云ふ事を技術部に聞きましたが其の坪数はどの位のものでせうか。

○行政委員(川村龍雄君)

那茂君にお答致します。七十二萬弗を借るに就て取扱手数料は参りませぬ、只契約書を作成する手数料が入りまして其の費用は借入れる方で持たなければならませぬが、其他は参りませぬ、それから七十二萬弗を花旗よりもつと利息の多い銀行に預けてはどふかと云ふお話ですが、關税を引受けた場合に其の銀行に預けるのは普通であります。それから今一つ埠頭築造の爲めに買収する土地の坪数はどの位であるかと云ふ御質問であります、之は參千九拾幾坪であります。

○太田利三郎君 請負契約の事に就て一寸お尋ね致しますが、バンドの工事が契約されると五十萬

萬と云ふ金が要ります、そふ云ふ大工事をやる場合に外國人の請負にさせる(此處聞取れず)

それで請負契約に對して現行政委員諸君は、例へば自治團體は帝國臣民に限ると云ふ様に何等か契約に就ての方針がありますか。

○行政委員(白井忠三君)

太田君にお答致します、御尤なお話であります、工事は政府の金を五十萬圓借りて造ると云ふ關係もありまして、殊に御承知の如くバンドの如きは一番大切な事で、完全で丈夫な物を造らなければならぬので、單に陸上の家を建てる事とは一層重要さが違ふのであります、つまり工事を最も完全にする事が必要であります時は、經驗の深い信用の出来る請負に委す事が必要で成程日本人の中に落す事も望ましい事ではありますがバンドの築造は民國百年の事業と思ひます上、政府の方から工事を請負はしめる事に就ては滿鐵に對して依頼せよと云ふ條件があります、それで外國人と日本人とを問はず信用ある者に見積をさして滿鐵の方で審査された上でやる事になるので日本人に限つてやるのではありませぬ。

○森川照太郎君 松村君にお尋ね致しますが、香港上海銀行に團債の照會をした人はどう云ふ權力を持つてゐる、どう云ふ資格を持つて居られる方ですか、そして何時どんな形式で御照會されたのですか、形式とはどの位の利子でどんな担保ですか、それからどう云ふ權力の人に尋ねて本店に問合せたのですか、單純なものであるや否や、如何なる人か存じませぬが其の人は如何なる人であるか具体的回答を伺ひます。

○松村利男君 其の点に就て只今申上やうと思ひましたが、此處にありませぬ手紙は海河工務局のマクワイトを通じて來ましたので本店には廿七日附を以てやつたと云ふ事でありませぬ、どう云ふ事にしてやつたか存じませぬが、之は開議の方からやつたものと心得ますが、それに依ると利子も七分位で貸すと云ふ話でありますから行政委員會は此の手紙の返事の來るは遅くて一週間掛りませぬし、或はもつと好い利率で借る事が出来るかも知れませぬから、兎に角どう云ふ方針で此案は其の話が餘り有利で無かつた時にやる事にして、香港上海銀行から返事の來るのを待つては如何ですか、何でもかんでも花旗から借る必要は吾々は認めませぬ、それから又先程から伺つて居る政府からの金五拾萬圓即ち銀四十萬圓を借入れ一ヶ月内に施工すると云ふ條件で其金を預けて置く事は何だか政府をベテンに掛けた様に思ひますが、その点は政府と充分了解が成つて居りますか。

○森川照太郎君 開議のどふ云ふ方か解りませぬが、その人はどうして團債の方法を香港上海銀行に通じたのですか、それから手紙は公債ですか私債ですか、どう云ふ利率、條件を具備してありますか。

○松村利男君 之は公債であります、其の日本人が開議の重要な人であつて此話をした人は必ずや新聞に出た花旗銀行の條件を持つて話した事と信じます、之は或人を經てよこした物で直接私は會つてゐませぬが、兎に角新聞に依つて本店の方に問合せたものと存じます。

○森川照太郎君 マクワイトに會つた日本人はどふ云ふ人ですか。

○松村利男君 それは拒みます。

○行政委員(白井忠三君) 私は松村君の質問は御質問で無く討論に五つて居ると思ひますから、議論が開かいと思ひますが

行政委員會を代表して各方面との交渉の結果に就て一應御説明申上たい。先刻總領事の言葉もありましたが、吾々は夜店を素見すと云ふ様な譯には参りませぬ。先方で斯ふ云ふ事で出來ると御主人が話して居る場合に、親爺の外の者が一錢安いと云ふので外の方に交渉したら仕事は出來ないと思ひますから、先刻申します様に少でも安い處があれば好いですが、一面に於て相當權威を以て交渉して居るのに一方にどの程度の確さがあるか知りませぬが、或は一つの浮説かも知れませぬ。それが爲めに借る事を延はすと云ふ事は私は感心しないと思ひます、今少し慎重に考へられて代表的なものに交渉して居りますものを、親切もより其合で、權威を失墜せしむる様な事をやる事は、甚だ天津居留民が對外的に不信を招く理由になると思ひますから、どうぞ今一度慎重の御考を願ひたい。

○大澤大之助君 其問題に少し懸離れて居るかも知れませぬけれども、一寸御注意致しますが、民國の代表者は民會を控へての行政委員會であると云ふ事をお考へ願ひたい。

○議長(中島盛彦君) 他に御質問ありませぬか。

○田中鑄太郎君 團債の担保に就てお伺ひ致しますが、之は先年拂下當時の外務省の拂下條件では民國の基本財産と云ふ事でありましたが、それを担保に入れる事は如何かと思ひます。

○行政委員(白井忠三君) 御尤の御質問ですが、之は當地の監督官廳は無論外務省の認可を仰ぎます。無論償還期限は五年間ですから償還するのは六ヶ敷いので五年後には償還する事に成つて居ります。

○清水幸三郎君 只今白井さんの説明に依りますと、行政委員の採られた處置は何でも吾々は應じなければならぬと云ふ様に思はれますが、行政委員の方も少しは民意を尊重して戴きたい。

○議長(中島盛彦君) 御質問ありませぬか。

○森川照太郎君 私は埠頭築造調査特別委員の一人でありませぬが、その席上で伺つた處では外國銀行より金を借りるのに就ては、吉田總領事がフランス銀行とベルギー銀行に交渉致されたが、兩銀行も五年間と云ふ長い期間は因ると云ふ事でありませぬ、花旗のみは承知したと云ふ事を伺つたのであります。成程普通商業銀行では民間債に應ずる様な場合には、五年と云ふ様な長期な期限は嫌がりはしないかと云ふ事を考へました。偶々松村君から香港上海銀行の話がありました、が、伺ひますと如何なる日本人が如何なる人を経てお尋ねに成つたか私が安心する丈の返事を得ませぬ。公なる話に名前を言ふ事の出來ない一商社の一使用人に幾何の重きを置く事が出来るか之は私は價値の無いものと思ひます。従つて私は此議案を第一讀會に於て明に採決願ひたいと思ひます。

○松村利男君 只今の森川議員の話では私の提案は無價値なものと言はれましたが、自分の想像を根據としてやられた森川議員の御話では勝手であつて兎に角其の調べた人がどうであるとも私はそれを諸君に告げる事を拒むので紹介は松村がしたと思つて戴きたい。私の言ふ事が無價値なれば他の議員の言ふ事も無價値であります。私は決して反對するものではありませんが、香港上海銀行の方からもつと有利に借る事が出来るかも知れませぬから少し待つてはどうかと言つて居

るのであります。

○森川照太郎 私も其案が好ければ假にも色々申すのではありませぬが、此處に一の提案を得て居ますものを延ばす事には、相當權威に關するの先刻白井委員の言はれた様に、確實の權威が無いならばいかぬと存じますから、本民會は之を直に採決するが好かると思ひます。

○田村俊次君 私は意見を述べたいと思ひますが行政委員會は餘り外國銀行に交渉をやつて居られぬ様に思ひますし、總領事が御盡力に成つたのでありますから好いと云ふ事でありまして、私も松村議員の言はれた話と同じ様な話承つて居ます、利息は之より安いかどうか知れませぬが、要する金の金を要する時に借りて其の金の利息を拂へば好いと云ふ事を聞いてゐますが、その云ふ様な話もありますから、此議案を通過する時に、若し之より有利な話があつたならば行政委員會は其の方に交渉をして契約すると云ふ様な條件で本案に賛成したいと思ひます。

○榎垣泰興君 段々皆様の御意見を伺つて居りますが、吾々としては成文け利子の安い方が宜敷いけれども、只今松村さんのお仰る様に七米と云ふ御意見もありませんが之も尤もと思ひます。又先程白井さんのお話に依りますと日本租界がその云ふ事で以て借る事を破棄する事は、吾々の信用上權威に關すると云ふ話がありましたが、之を承りますと信用を破棄して迄之を待つ事は如何かと思ひますが、もふ一度行政委員諸君から金を借る事はおたがひに於て厚意上の話と思ひます。一方を破棄して迄借る事は如何かと云ふ事を今一度詳しく御説明願ひます、それに依て吾々はそれを判断致したいと思ひます。

○政行委員(白井忠三君)

御尤であります。先刻森川議員が埠頭築造委員會で總領事にお願ひした要を大体お話致されましたが、今一度繰返へしますと、第一に吾々は日本銀行團に交渉致しましたが金でなければと云ふ事でありまして、又其の利率も九分位にして欲しいと云ふ事でありましたが、その云ふ利率と爲替の比例も民團が負担しなければなりませんから、少し高くても租界には銀の方が好かると思ひます。念も出ましたし、相互に色々の意見もあつて外國銀行と交渉した結果アメリカの銀行が應じた譯であります。これも民團が承認したら實行すると云ふ曰く附の下に出来て居りますが、そこで此團債を否とし、之以上に他に何と好い案があると云ふならば、此處に具體的にどの位の利率、どの様な條件で之より有利に借る事が出来ると云ふ前提の下に否決されればそれ程迄に信用を寄するものではありませんが、それ丈の御説明が松村氏から出来ずして一寸民團の席上で安く出来るかも知れぬ、就ては其方の返事が来る迄中止し様子を無いかと云ふ様に民團の席上で決議される事を餘りに無權威なものに思はれると誠に困ります。

○議長(中島盛彦君)

お語り致します。先程からの質問なり御意見に依て已に本案に對する論旨は盡きて居ります様に存じます。只他の銀行からも少し安い利率で借入れられると云ふ事が數氏から出てありますが、私は之を第二讀會に移したいと思ひます。御異議ありませんか。(異議無し)の聲起る)

○遠藤盛綱君 團債の事に就て大分御議論がありますが、先程から承りますと清水大澤兩議員のお方は行政委員に從はなければならぬと云ふ事は無い、又行政委員會と云ふものは民團があると云ふお話であります、私は埠頭築造委員として特別會に出てまのあたり團債を交渉しやうと云ふ

時の事を聞いてゐますが、先ず斯ふ云ふ事を私がまのあたりに感じたと思ふ事を話したならば、其邊が御了解に成りはいないかと思ひます。白井委員のお話は一寸聞くと吾々議員を無視された如く行政委員會の自力で以て嫌でも骨折られると云ふ様に、特に總領事が當られた事を最初の川村會長の話の中にも言葉強く吾々の耳に響きましたので、大澤、清水の兩議員は言はれたものと思ひますが、併年らあの團債を起せよとした段取りは、勿論官憲も居られましたが、其の特別會は行政委員の人も又議員で無い方もあるもので決して總領事一個のお考若は行政委員十人の方が合致して極めたと思ふ様なものでありませぬ。私は其の購立の會議に居りまして決してその云ふもので無いと思ふ事を好く存じて居ります。又銀行との交渉であります、一寸之は金借り問題で、何處にでも吹掛る譯には参りませぬので、成程松村議員の今のお話は開深のマグワイトを通じて交渉したのかも知れませぬが、交渉を始めなければ解りませぬ。然し八分と極つて居る之の方を打ち壊してまでやる事は、如何かと榎垣議員の話もあり、又白井委員の話し通りに、吾が民團を代表して居ります行政委員の纏めたものをひっくり返へす事は、少からず權威を失するものと思ひます。之は決して民意を無視すると云ふた様に專斷的にやられたものでありませぬから、其の誤解を解かれて一分の爲めに今申上た様な事を希望致します。(拍手起る)

○松村利男君 大分休論論であります、此の問題の休論論は何處にありませぬか解りませぬが、之から借り様や無いかと云ふので、まだ極つたものでは無いと思ひますからお待ちに成つては何かと云ふ事を申上るのであります。

○清水幸三郎君 色々質問もありましたし只今遠藤さんからも色々御議論がありました、私は松村さんの案に賛成するものとして其の理由を申上ります其理由は民團の基本財産の地所を担保にするには相當の外務省の許可を得なければならぬし、それは相當の時日を要すると思ひますので松村さんの言はれます通り、又臨時民團を開いても差支へ無いと思ひますから私は延期の方を希望致します。

○榎垣泰興君 私は只今の白井委員の御説明と遠藤議員の御意見を伺つて私も御尤と思ひました。私は此案を通過したいと思ひます。

○大澤大之助君 今の遠藤さんの御説に就て一應申上て置きたいと存じますが、私はバンドの案に就ては、先の臨時民團でも申上りました様に賛成であります。どうしてもやらなければならぬと云ふので、總領事は出發開際にも不拘御盡力に成つた事に就ては感謝致しますが、白井氏は民團の權威が無くなり、先方と話し居るのに歸つて見ると息子や家内が一方で相談して此方の方を取止めるのは甚だ好く無いと云ふ事でありましたから、民團の組織は民團があつての行政委員會であると思ふので白井氏の言に御注意致したのみであります誤解無い様に願ひます。

○議長(中島盛彦君) お語り致します。大澤議員も盡きて居ります様に思ひます。大體に於て本案に對しては決して反對では無い、併年ら他に或る銀行から少し安い利率で貸す様な話も聞いて居りますから、其の回答を待つて見やうと云ふ御説であります。之に對して御賛成の方は御起立願ひます。



(起立者少数)

少数でありますから否決されました。

次に原案に對して御賛成の方は起立願ひます。(拍手起る)

多數を以て可決確定されました。(拍手起る)

○議長(中島盛彦君) それでは次に大正十四年度居留民團追加豫算の件を附議致します。

○行政委員長(川村龍雄君)

第二議案であります大正十四年度居留民團追加豫算の件、之を私から申上ります。歳出の方から申上りますと第一款居留民團々借費四萬參千貳百參拾九兩四拾五仙、之は埠頭築造の爲めに花旗銀行から借入の銀七十二萬弗に對する七月一日から來年三月三十一日に至る利子であります。之を七月一日から借入の事にしましたのは、民團の不動産の登記が六月廿五日に成つて初めて効力を生ずるので、七月一日から借入の事が適當であると思つて出たものであります。次は歳入の方であります。之は前年度の繰越金が一萬五千七百四十三兩五拾六仙それに財産出生収入が預金利子で二萬七千四百九拾五兩八拾九仙、之は政府から借りた五拾萬圓の來年三月三十一日に至る利子を年六分と假定したものであります。之を八十仙で銀に換算しますと壹萬九千九百八拾九兩四仙、それに借入れる七十二萬弗の中銀五十萬弗の七月一日から三月三十一日に至る利子を二分としますと七千五百六兩八拾五仙になります。此處に一寸お断りして置きますのは五十萬圓に對する利子六分でありませんが、之はまだ通知が銀行にありません。もう一つは此の借入れる銀七十二萬弗の方を埠頭築造の方に先に使ふと、五十萬圓を定期預金にする事が出来ますので六分に成つて居りますが、或は

多少の變更があるかも知れません。それから一つは換算の率であります。此處には八十仙と成つてゐますが之は幾らかの動搖は免れぬと思ひますが、先づ大休斯云云云云様なものと存じます。

○議長(中島盛彦君) 御質問ありませんか。(發言者無し)

○議長(中島盛彦君) お断り致します。本案は團債の件に關する豫算の追加でありますから、大休に於て御了解と思ひまして讀會を省略して可決確定致したいと思ひます。(贊成の聲起る)

それでは御賛成の方は御起立願ひたい。(多數)

多數を以て可決確定致しました。(拍手起る)

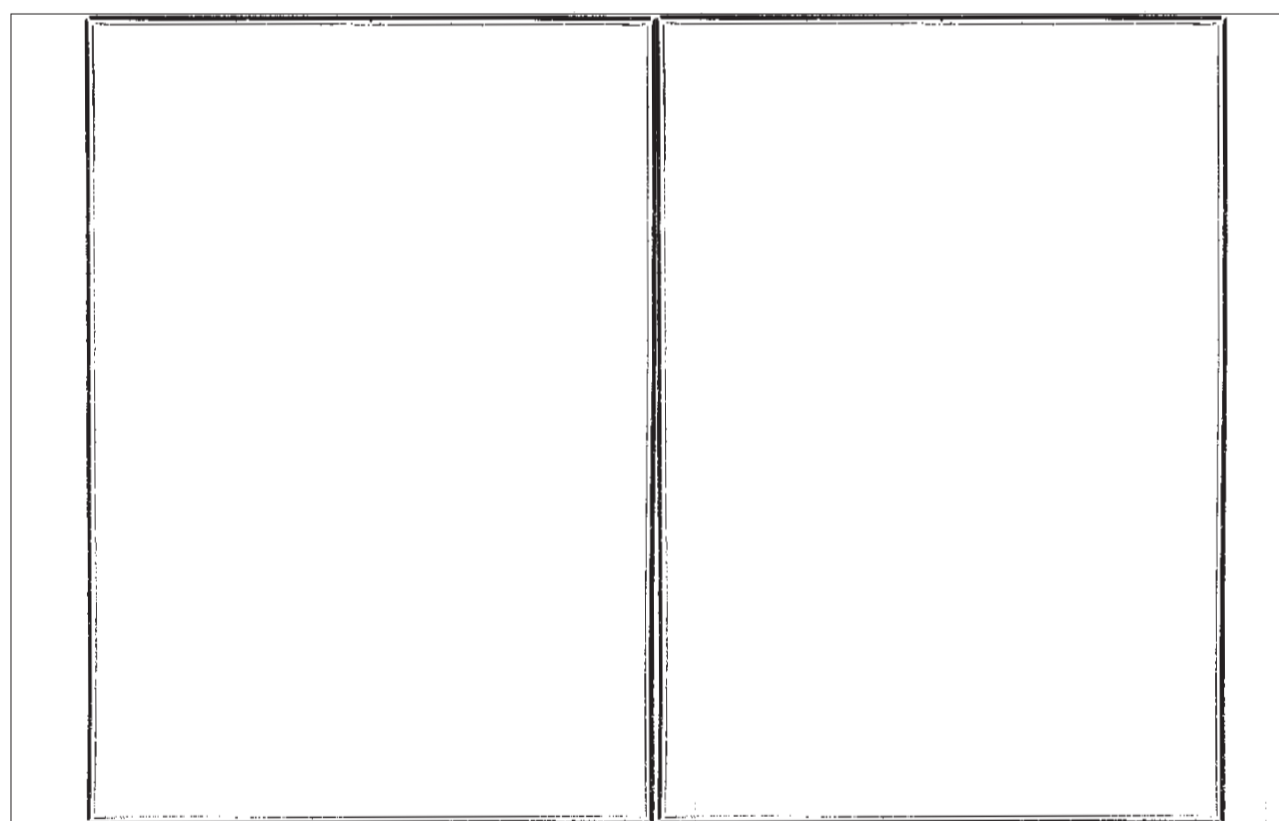
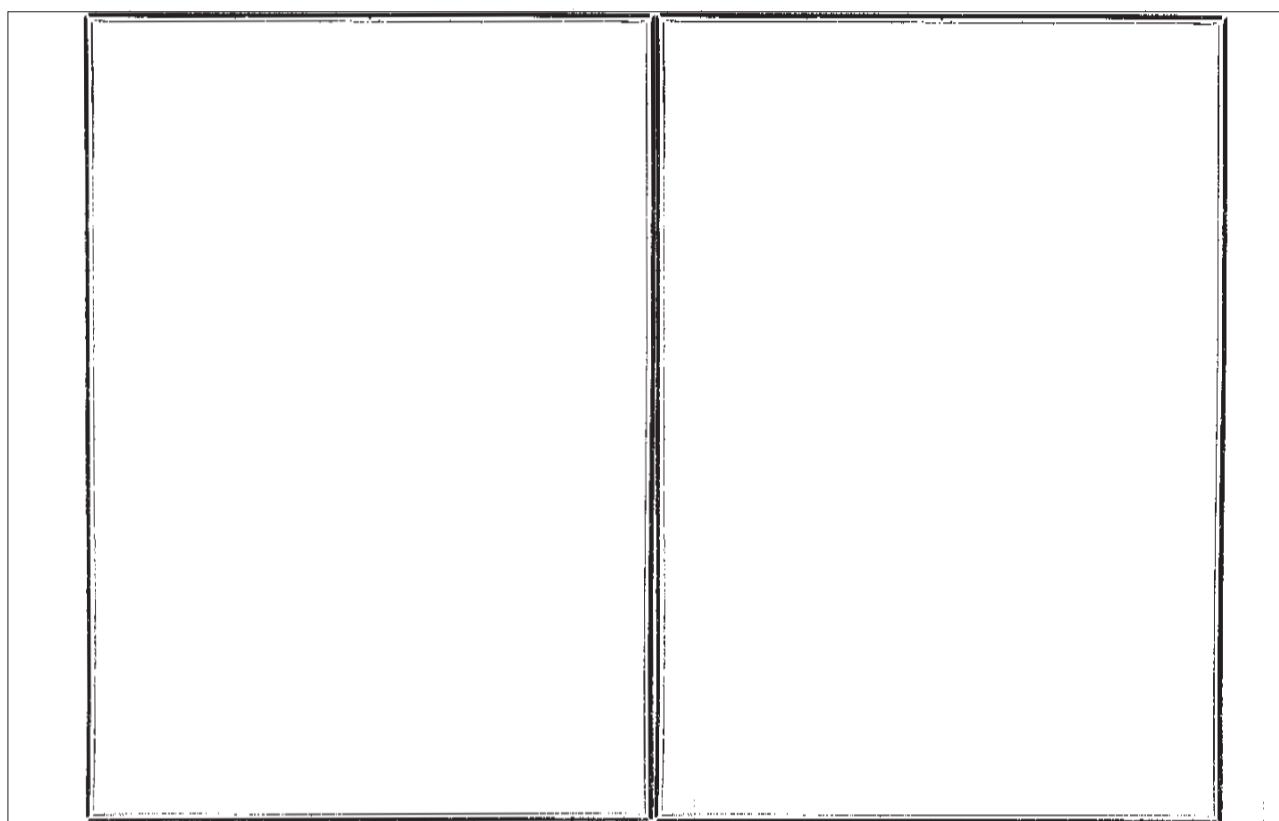
○連水館治郎君 私から一寸動議を出したいと思ひますが、埠頭築造の事に就ては總領事は數年來熱心に民團の爲めに努力されて漸く今日の民會を持ちまして築造の全部を了了し、特に出發に際して御熱心に盡力された事に就ては、此の民會の決議として感謝の意を申述べたいと思ひます。此方法は動議を経て民會の議長から總領事に感謝の意を述べ置く様に致したいと思ひます。

○議長(中島盛彦君) それではお断り致します。連水議員から埠頭築造に對して、吉田總領事の一方ならぬ御盡力に依つて今回了了し得たに就ては、本會の決議を以て感謝の意を表したいと思ふ事でありませんが、御賛成の方は御起立願ひます。(満場起立)

それでは満場の御賛成を得ました。

○議長(中島盛彦君) 連水議員から御問合せあつた様に、不肖議長から總領事の御都合を見計らつて厚く感謝の意を表する事に致します。(拍手起る)

○議長(中島盛彦君) 之で散會致します。(拍手起る) 六時五十分閉會



大正十四年度第十一次居留民會臨時會議事錄附錄

決議事項

大正十四年度第十一次居留民會臨時會議決したる諸事項左の如し

【一】埠頭築造ノ爲メ起債ノ件

- 一、本民團ハ埠頭築造ノ爲メ銀七拾貳萬弗ノ團債ヲ起スコト
- 一、本團債ハ花旗銀行ニ於テ引受クルモノトス
- 一、本團債ハ大正十四年度ニ於テ償還スルコト
- 一、本團債ノ利子ハ年八分トシ毎年六月、九月、十二月、三月ノ四期ニ支拂フモノトス
- 一、本團債ノ擔保ハ埠頭收入、電氣收入(政府貸下金ト共同擔保)及民團所有外務省拂下土地トスルコト

【二】大正十四年度居留民團歳入出追加豫算

銀四萬參千貳百參拾九弗四拾五仙也  
臨時部豫算高

(27)

科	目	歳		備考
		入	出	
第一款	前年度繰越金	一五、七四三、五六		
一、繰越金		一五、七四三、五六		
第四款	財産出生收入	二七、四九五、八九		
一、預金利子		二七、四九五、八九		
計		四三、二三九、四五		

臨時部豫算高

銀四萬參千貳百參拾九弗四拾五仙也  
臨時部豫算高

(29)

科	目	歳		備考
		出	入	
第七款	居留民團債費	四三、二三九、四五		
八、第六團債利子		四三、二三九、四五		
計		四三、二三九、四五		

臨時部豫算高

大正十四年度第十一次居留民會臨時會議要錄

一、議 期 員 六十名  
二、會 場 公會堂  
三、議長及會議係  
四、議 案

中島盛彦  
吉川慎一郎  
宮木政太郎  
鈴木喜太郎  
平野喜太郎  
荒尾武雄

